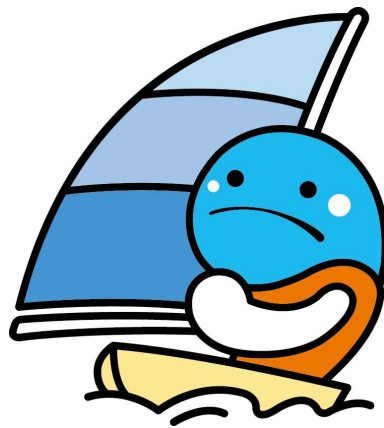


令和6年度 ものづくり関連施策

ものづくり企業の事業活動に活かせる
補助制度等のご案内



高知県商工労働部

新たに事業所を設置・整備したい

- ・シェアオフィス利用推進事業費補助金【県】 1
- ・地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)【国】 2

専門家のアドバイスを受けたい

- ・専門家派遣事業【センター】 3

新たな事業(商品開発等)に取り組みたい

- ・事業戦略策定・実行支援【センター】 4
- ・事業戦略等推進事業【センター】 5
- ・防災関連産業交流会【県】 6
- ・産業振興推進総合支援事業費補助金【県】 7
- ・IoT推進事業費補助金【県】 8
- ・戦略的製品開発推進事業費補助金 9

販路開拓をしたい

- ・見本市への出展支援【センター】 10
- ・高知県ものづくり海外展開サポートデスク【センター】 11
- ・公的調達制度による信用力の付与【県】 12

デジタル化に取り組みたい

- ・デジタル技術の活用支援【センター】 13
- ・デジタル技術活用促進事業費補助金【センター】 14
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金2024)
【国】 15

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

- ・成長型中小企業等研究開発支援事業【国】 16
- ・産学官連携産業創出支援事業費補助金【県】 17
- ・知的財産に関する総合支援【INPIT】 18
- ・中小企業等外国出願支援事業【国】 19

設備投資をしたい

- ・食品加工高度化支援事業費補助金【県】20
- ・食品加工施設等整備促進事業費補助金【県】21
- ・中小企業省力化投資補助金【国・中央会】22
- ・高知県中小企業設備資金利子補給制度【県】23
- ・企業立地促進事業費補助金【県】24
- ・IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金【県】25
- ・産業振興計画推進融資【県】26

減災・防災への備えをしたい

- ・中小企業耐震診断等支援事業費補助金【県】27

人材確保・育成に取り組みたい

- ・プロフェッショナル人材活用事業【Uターンサポートセンター】28
- ・キャリアアップ助成金【国】29

賃上げに取り組みたい

- ・業務改善助成金【国】30

円滑な事業承継に取り組みたい

- ・事業承継等推進事業費補助金（一般枠・小規模枠）【県】31
- ・事業承継等推進事業費補助金（中山間地域枠）
【県（市町村への間接補助）】32
- ・事業承継奨励給付金【県】33
- ・事業承継・引継ぎ補助金【国】34
- ・所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定【県】35
- ・金融支援【県】36
- ・遺留分に関する民法の特例【国】37

後継者育成に取り組みたい

- ・伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金
【県（市町村への間接補助）】38

有利な税制措置を受けたい

- ・中小企業経営強化税制【国】 39
- ・中小企業投資促進税制【国】 40
- ・中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例【国】 41
- ・地域未来投資促進法に基づく支援措置【国・県・市町村】 42
- ・非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国・県】 43
- ・個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度
【国・県】 44

補助制度比較表

- ・商品開発分野 45
- ・販路開拓分野 46
- ・設備投資分野 47

連絡先一覧 48

シェアオフィス拠点施設へ「人や企業」を呼び込むことに加え、県内に広く「人や企業の流れ」を普及させるため、シェアオフィス等を活用する企業等に対し、経費を助成する。

	中山間定着型	2段階立地型	市町村シェアオフィス 環境整備
対 象 者	シェアオフィス運営者から入居を許可された民間事業者	2年以内に高知県での本格立地を検討している民間事業者	シェアオフィスを整備する市町村
対象事業	オフィス賃借料、 人材確保・能力開発費 (1/2以内)、 事業所開設経費(償却 資産取得費:1/5以内)。 雇用奨励金	オフィス賃借料、 人材確保・能力開発費 (1/2以内)。 雇用奨励金	什器・備品・整備費、 サイト構築費用、 wi-fi環境導入費、 バリアフリー等対応費 等 (1/2以内)
補助限度 額等	1,500万円/ 最大3年間	500万円/ 最大2年間	150万円/箇所
申請受付 期間	随時募集		
お問い合わせ先	高知県商工労働部企業誘致課 (担当:弘末、林) TEL:088-823-9693 FAX:088-823-9268 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201/		

雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備を行い、ハローワーク等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、設置・整備費用及び増加した対象労働者雇入れ人数に応じた助成金を、1年毎に最大3回支給します。

対象地域 ※その他の特例対象地域については、下記問い合わせ先へお問い合わせください。	同意雇用開発促進地域： 土佐市、いの町、日高村、須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、津野町、四万十町（R7.8.31まで） 香南市、香美市（R8.3.31まで） 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町、三原村（R9.9.30まで）				
支給額 （1回の支給額） ○同意雇用開発促進地域の場合 ※特例措置の内容については、下記問い合わせ先にお問い合わせください。	事業所の設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
		3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
	300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
	1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
	3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
	5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	◇中小企業事業主の場合は、1回目の支給において上表の支給額の1/2の額を上乗せ ◇中小企業事業主の場合であって、かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において上表の支給額の2倍の額を支給				
主な受給要件	【1回目の支給】 ※1～4の要件をすべて満たす必要があります。 1 同意雇用開発促進地域等の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画書を労働局長に提出すること 2 計画期間（最長18か月間）の間に、対象地域で雇用保険の適用事業所の施設や設備を設置・整備すること 3 計画期間の間に、地域に居住する求職者を常時雇用する雇用保険一般被保険者等として3人（創業の場合2人）以上ハローワーク等の紹介により雇い入れること 4 事業所の雇用保険一般被保険者等の数が計画期間の前後で比較して3人（創業の場合は2人）以上増加していること 【2回目・3回目の支給】 ※1～3の要件をすべて満たす必要があります。 1 被保険者数の維持 第2回目及び第3回目の支給基準日における被保険者の数が完了日における数を下回っていないこと 2 対象労働者の維持 要件を満たして雇い入れられた対象労働者について、第2回目及び第3回目の支給基準日における数が完了日における数を下回っていないこと 3 対象労働者の職場定着 完了日以降の事業主都合以外の離職者が発生した場合、第2回目及び第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の対象労働者の1/2以下、または3人以下であること				
お問い合わせ先	高知労働局 助成金センター 高知市大津乙2536-6 TEL:088-878-5328 厚生労働省HP URL： https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html				

県内ものづくり事業者のあらゆる経営課題に対応するために専門家を派遣する。

対象者	県内中小企業者等
費用	無料
回数の制限	年間3回まで
専門家	利用者が派遣を希望する専門家 ※産業振興センターが必要性を認めた者に限る
利用方法	産業振興センターへ申請
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 地産地消・外商推進部 外商課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: https://joho-kochi.or.jp

企業の経営ビジョンの実現に向けた事業戦略策定・実行の取り組みを支援する。

対象者	高知県内の中小企業者
費用	無料
事業戦略策定 (イメージ)	企業の経営ビジョンを実現するために、事業戦略の策定とともに、経営・財務、企画・マーケティング、製造などの具体的な課題解決を事業戦略チームによりサポートする。また、課題に応じたセミナーも併せて開催する。 事業戦略策定手順等のイメージ <u>Step1 まずは現在の姿を「見える化」する</u> 1 みずからの会社を振り返ってみる(事業概況) 2 市場環境や業界の競争環境を整理する (マクロ・業界(外部環境)分析) 3 競合の製品・サービスと比較した上で、業界内でのポジションを把握する (ミクロ・自社(内部環境等)分析) <u>Step2 ありたい姿(5年後の理想形)をえがく</u> 4 自社の“5年後”の目標を考える 新規事業の立上げ(製品開発)や事業規模の拡大(市場開拓)、収益性の改善方法などの到達目標を設定する <u>Step3 実現するための課題を整理する</u> 5 着地点(5年後)に向けた取組課題を抽出する 6 指標となる数値目標(KPI)を考える 7 1年目の取組課題を抽出する 8 今後の売上、利益等の目標を現状を踏まえて設定する (中長期業績目論見) <u>Step4 戦略を実行に移す</u> 「事業戦略」に基づく実施・検証のPDCAのサイクルを回す さらには来年以降の「事業戦略」の策定に活かしていく ※事業戦略の策定に向けては、Step1からStep3の項目整理やStep4の実行に際して、財務、営業、人材確保など、企業の希望に応じて分野別の専門家もディスカッションに参加するなど、企業の経営基盤の強化や事業拡大等を目指す取組を一貫してサポートします。
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 地産地消・外商推進部 事業戦略・地産地消課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: https://joho-kochi.or.jp

県内の中小企業者等の振興を図るため、人材の確保・養成及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現に向けた取り組みを支援する。

対象者	中小企業者、農協、NPO等
対象経費	営業力強化推進事業(新事業動向調査、販路開拓等)、人材育成・人材確保事業、海外販路開拓事業(グローバル枠)に係る経費(例:シェアオフィス、営業代行、営業効率化のためのクラウドサービスの活用や、人材確保のための動画の作成等)
補助率	対象経費×1/2以内
補助限度額	国内事業申請枠:150万円 海外事業申請枠:200万円 ※海外展開促進のための海外拠点の拡充や海外人材の育成等の経費(グローバル枠)として、別途200万円の申請が可能 ※賃上げ要件を満たす場合は、最大100万円の加算が可能
補助の要件	下記①～④のいずれかに該当すること ①高知県の承認を受けた経営革新計画を策定 ②事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略を策定 ③県内の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定 ④「これらに準ずる事業計画」(現状分析や5年程度先の数値目標と行動計画を記載したもの)を策定
申請可能期間	経営革新計画、事業戦略、経営計画等で定めた期間内
事業期間	1年以内
申請受付期間	国内事業申請枠:【4次募集】令和6年12月中旬募集開始予定 海外事業申請枠:通年募集(令和7年2月28日最終締切) ※予算状況により早期に終了する可能性あり
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定する
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 URL: https://joho-kochi.or.jp 【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部工業振興課(TEL:088-823-9724) 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 高知県産業振興センター 地産地消・外商推進部 事業戦略・地産地消課 TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556 【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】 高知県商工労働部経営支援課(TEL:088-823-9698)

県内で防災関連製品を開発・製造する企業を対象に製品の開発から販路開拓まで一貫して支援する。

対象者	防災関連製品を製造・開発している企業、 これから防災に関する取組を実施しようとしている企業、 自主防災組織 等
費用	無料
・防災製品開発 ワーキンググループ ・セミナー ・個別相談会	・防災現場のニーズに即した製品の開発につながる情報提供等を行うためのワーキンググループ活動、防災関連製品の開発や販路開拓についてのセミナー、防災関連産業アドバイザーとの個別相談等への参加機会を提供
高知家の防災製品 サポートデスク	・防災製品をお探しの企業や自治体、自主防災組織等へのメイド・イン高知の防災製品の情報提供や、県内企業から製品開発や販路開拓に関する相談に対応
認定制度・ 公的調達制度	・品質や安全性の観点で審査を行う「高知県防災関連製品認定制度」の認定を受けた製品や技術は、カタログやホームページへの掲載を通じて、県内外に情報発信 ・公的調達制度(P.12)が活用可能
県外や海外見本市でのPR	・大都市圏や海外で開催される見本市(P.10)への出展機会を提供
利用方法	お問い合わせ先までご連絡ください
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県商工労働部工業振興課(担当:片岡・荻) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

【機械製造業】

「防災関連製品認定制度」、「新事業分野開拓者認定制度」を活用することで、県内自治体への販売実績を積み上げるとともに、県外自治体へ自社製品を納入

【食品製造業】

県外見本市への出展により、大手量販店と防災食品の商談が成立

高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画及び開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組を総合的に支援する。

	ステップアップ事業		一般事業（企業等通常分）
	トライアル分	通常分	
対象者	中小企業者等		
対象事業	地域アクションプランへの位置付けを目指す取組	地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組	地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組
対象経費	市場調査、新商品等の開発に係る経費	市場調査、新商品等の開発、販路開拓等に係る経費	・市場調査、新商品等の開発、販路開拓等に係る経費 ・施設、設備、機械等の整備費
補助率	2／3以内	1／2以内	1／2以内
補助限度額	50万円 （下限10万円）	200万円 （下限10万円）	5,000万円 （下限なし）
補助の要件	・市町村との連携が取れていること（事業実施についての市町村の理解） ・地域の産業振興へ貢献する取組であること ※一般事業（企業等通常分）への補助は、以下の要件も満たすこと ・投資にふさわしい効果が期待されること（直接雇用や受益者効果の発生、投資効果1.0以上等） ・事業を拡大し、新商品開発又は新規顧客層への展開を図る等、現状を変えようとする取組であること ・その他、受益者数、主要原材料等の県内調達割合等の要件を満たすこと		
事業期間	単年度		
申請受付期間	随時募集（一般事業については、月1回程度審査会を開催予定）		
採択事業の決定	一般事業については、外部有識者による審査会にて採択を決定する		
お問い合わせ先	高知県産業振興推進部産業政策課（担当：横川・筒井） TEL：088－823－9334 FAX：088－823－9255 URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/120801/		

<ステップアップ事業 / どぶろく商品のリブランディングと新商品開発>

どぶろく『輝』のリブランディング、どぶろくの特徴や強みを科学的に把握するための成分検査を行い、商品の持つ優位性を数値で分かりやすく消費者に伝え、新たな顧客を取り込んでいくことで、事業拡大を図る取組。

<一般事業 / 地元食材を活用した加工品の開発・製造による地産地消・外商の推進>

新たな加工施設を整備して、既存商品の増産及び販路拡大を図るとともに、新商品開発の体制を確立することにより、生産者等連携事業者の所得向上や新たな雇用創出による地域活性化を目指す取組。

IoT等のデジタル技術を活用して県内各分野の課題解決を図り、開発した製品の外商を推進しようとする取組を支援します。

区分	地産地消・外商型 ①市場調査支援 ②試作開発・検証支援 ③製品開発支援	オープンイノベーション推進型
対象者	県内IT事業者等	県内IT事業者等を含む2者以上による コンソーシアム
対象経費	IoT等のデジタル技術を活用した県内各分野の課題を解決する新製品の開発における、調査や試作、製品開発、実証に要する経費。 人件費、旅費、委託費、その他事務費 等 ※区分によって異なります。	
補助率	①、②： 1／2 以内 ③、オープンイノベーション推進型： 2／3 以内	
補助上限額	①、②： 50万円 ③： 500万円(下限50万円) オープンイノベーション推進型： 1,250万円(下限125万円)	
補助要件	次の全ての要件を満たすこと。 (1)高知県IoT推進ラボの会員であること。 (2)高知県オープンイノベーションプラットフォームで取り扱う課題に関する事業であること。	
事業期間	①、②： 3か月以内 かつ 令和7年3月19日まで ③、オープンイノベーション推進型： 令和7年3月19日まで	
申請受付	随時募集	
募集期限	①、②： 令和6年12月末日 ③、オープンイノベーション推進型： 令和6年11月末日 ※予算がなくなり次第募集を終了します。	
採択方法	①、②： 書類審査 ③、オープンイノベーション推進型： 外部有識者等による審査会	
お問い合わせ先	高知県商工労働部産業デジタル化推進課 デジタル人材育成担当(田辺、黒川) TEL:088-823-9751 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024032200014/	

県内事業者がものづくり分野における高付加価値な製品・技術の創出を目的として行う、市場調査、試作、改良及び開発等に係る取組を支援します。

対象者	高知県内に本社又は主たる事業所を有する、中小企業者等
補助内容	ものづくり分野(食品製造業を除く)における高付加価値な製品・技術の開発に係る構想に基づき、企画、調査、試作開発、及び製品化等を推進する取組に関して、必要となる経費の一部を助成。
要件	【開発チャレンジ事業】 ・ものづくり分野における製品・技術の開発を目的とした、取組を行うこと(市場調査、課題検証、部分試作、改良等) 【製品開発事業】 ・ものづくり分野において高付加価値な製品・技術の開発を行うこと ・開発する製品・技術が、以下のいずれかに該当すること ①県内初と見込まれるもの ②社会課題の解決に貢献するもの ③ユーザーの利便性を向上させるもの ④ユーザーの経済性を向上させるもの
補助率 補助上限額	【開発チャレンジ事業】 補助率：1/2以内 補助上限額：100万円 事業期間：1年以内 【製品開発事業】 ＜一般枠＞ 補助率：1/2以内 補助上限額：1,000万円 事業期間：2年以内 人件費補助：補助額全体の1/3まで ＜イノベーション推進枠＞ 補助率：1/2以内 補助上限額：2,000万円 事業期間：2年以内 人件費補助：補助額全体の1/2まで
公募期間	・開発チャレンジ事業：令和6年10月31日(木)17時まで (以降2ヵ月ごとの月末営業日17時締切) ・製品開発事業：令和6年10月31日(木)17時まで (以降3ヵ月ごとに月末営業日17時締切) ※令和7年2月28日(金)最終締切(予算状況により早期に終了する可能性あり)
お問い合わせ先及び申請書提出先	高知県商工労働部工業振興課 ものづくり支援チーム(担当：岡野、荻) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

新たな販路開拓やマーケットニーズを把握するため、中小企業等に対し展示会への出展機会を提供する。

【令和6年度高知県ブース確保の見本市】

1	第34回西日本食品産業創造展'24	R6.5.15～17	マリンメッセ福岡
2	2024NEW環境展	R6.5.22～24	東京ビッグサイト
3	防犯防災総合展 2024	R6.5.30～31	インテックス大阪
4	インテリアライフスタイル2024	R6.6.12～14	東京ビッグサイト
5	第3回地域防災EXPO	R6.6.26～28	東京ビッグサイト
6	中小企業テクノフェアin九州2024	R6.7.3～5	福岡西日本総合展示場
7	第11回震災対策技術展 大阪	R6.7.4～5	マイドームおおさか
8	第66回大阪インターナショナルギフトショー 2024	R6.9.12～13	OMMホール
9	第27回機械要素技術展【大阪】	R6.10.2～4	インテックス大阪
10	第14回国際農業資材EXPO	R6.10.9～11	幕張メッセ
11	危機管理産業展2024	R6.10.9～11	東京ビッグサイト
12	未来ものづくり国際EXPO2024	R6.11.13～15	インテックス大阪
13	先進建設・防災・減災技術フェアin熊本2024	R6.11.20～21	グランメッセ熊本
14	建設技術フェア2024in中部	R6.11.28～29	ポートメッセなごや
15	第22回シーフードショー大阪	R7.2.19～20	大阪ATCホール

【ミニ展示商談会】

テーマを絞り、首都圏等での商談深化を促し、成約確保に向けたサポートを行う。
(出展企業は、6社程度)

・東京4回 ・大阪4回 ・名古屋1回

問い合わせ先

高知県産業振興センター
地産地消・外商推進部 外商課
TEL:088-845-6600 FAX:088-846-2556
URL: <https://joho-kochi.or.jp>

海外展開に挑戦しようとする県内企業の総合相談窓口。

対象者	県内の製造業を営む事業者
費用	無料
相談時間	午前8時30分から17時15分まで(月曜日から金曜日) ※土日・祝日、年末年始を除く
内容	・海外ビジネスのノウハウを有する海外支援コーディネーターによる相談対応 ・県やJETROなど施策の紹介及び各機関への橋渡し ・タイ及びベトナムに設置した現地サポートデスクと連携した支援 ・その他海外ビジネスに関すること全般
お問い合わせ先	(公財)高知県産業振興センター 地産地消・外商推進部 外商課内 ものづくり海外展開サポートデスク TEL:088-845-7700 FAX:088-846-2556 Email: gaisyou@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp

中小企業者等が開発・生産する商品を県が認定し、必要に応じて発注を行うことで県での受注実績を作るとともに、使用後はユーザーの立場から評価を返し、今後の商品改良等に役立てる制度

	新事業分野開拓者認定制度	モデル発注制度
対象者	県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等	
対象製品	物品・サービス	土木建築関連の技術・工法等
認定等を受けるメリット	4号随契に基づく県での調達や工事での使用(仕様書での指定)の後、評価を行い、事業者へフィードバック	
認定機関	5年	3年
応募要件	・販売を開始してから5年以内のものであること ・市場性が見込まれること ・価格水準が適正であること ・県の機関等で用途が見込まれること ・防災関連製品については、「高知県防災関連製品認定制度(※)」の認定を受けていること 等	
申請受付期間	令和6年11月頃公募開始予定	
お問い合わせ先	高知県商工労働部工業振興課(担当:森崎・荻) TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/	

※参考: 防災関連製品 認定制度	・県内企業による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術について、品質や安全性等の観点で審査を行った上で、高知県防災関連産業交流会が「高知県防災関連登録製品」として認定する制度 ・認定された製品・技術は、「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術として、登録製品カタログや県のホームページへ掲載し、県内外に情報を発信
------------------------	---

県内中小企業等の生産性や付加価値の向上を図るため、デジタル技術を活用した取り組みを支援します。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	生産性や付加価値の向上など、企業の経営課題の解決にデジタル技術を活用する取り組みを支援します。 <u>1 相談受付</u> 企業のデジタル化の取り組みに関するあらゆる相談に対応し、相談内容に応じたアドバイスなどを行います。 ・デジタル化に対する助言 ・助成制度や支援機関の紹介・案内 など <u>2 デジタル技術活用の取り組みへの伴走支援</u> 高知県産業振興センターや商工会議所・商工会などの各支援機関が実施する「事業戦略」や「経営計画」の策定・実行支援に伴走して、デジタル技術の活用の観点から ① 現状・課題の分析 ② 目指す方向性の整理・検討 ③ 活用するデジタル技術の検討・提案 ④ デジタル技術導入にあたってのアドバイス などを実施し、デジタル技術の活用の取り組みを支援します。 さらに、部門ごとの効率化に留まらず、全社最適化に取り組む企業に対しては、個社ごとに支援チームを編成し、デジタル化の視点で事業戦略を磨き上げるとともに、経済産業省の「DX認定」取得を支援します。
お問い合わせ先	高知県産業振興センター デジタル化推進課 TEL: 088-845-6600 Mail: digital@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp/digital/

価格高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額を行う県内中小企業者等のデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取り組みを支援します。

対象者	県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等
対象経費	ソフトウェア購入費、ハードウェア購入費、導入支援経費、機械装置(デジタル化加速枠のみ)
補助率	(一般枠) 1/2以内(※うちIT導入補助金(通常枠)への上乗せ1/4以内) (デジタル化加速枠) 2/3以内 (※うちIT導入補助金(通常枠)への上乗せ1/4以内、ものづくり補助金(付加価値化枠(DX))への上乗せ1/12以内)
補助限度額	(一般枠) 5～450万円 (デジタル化加速枠) 100～1,000万円
補助の要件	(一般枠) 給与支給総額1.0%/年の増加、付加価値額もしくは労働生産性1.5%/年の増加、事業計画の策定など (デジタル化加速枠) 給与支給総額1.0%/年の増加、付加価値額もしくは労働生産性3.0%/年の増加、事業計画の策定など
事業期間	令和7年1月31日(金)まで
申請受付期間	募集を終了しました
お問い合わせ先	高知県産業振興センター デジタル技術活用促進事業事務局 TEL: 088-854-8155 Mail: digital-info2@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp/digital/hojokin.php

IT導入

サービス等生産性向上IT導入支援事業
(IT導入補助金2024)【国】

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します。

対象者	中小企業（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）																			
対象経費	【通常枠】 ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費 【インボイス枠（インボイス対応類型）】 ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費 【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス利用料																			
補助率・補助額	【通常枠】 事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入 <table><tr><th>補助率</th><th>補助額</th></tr><tr><td>1／2以内</td><td>1プロセス以上：5万円～150万円未満 4プロセス以上：150万円～450万円以下</td></tr></table> 【インボイス枠（インボイス対応類型）】 インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト <table><tr><th>補助率</th><th>補助額</th></tr><tr><td>4／5以内（小規模事業者） 3／4以内（中小企業）</td><td>50万円以下</td></tr><tr><td>2／3以内</td><td>50万円以超～350万円以下</td></tr></table> PC・ハードウェア等 <table><tr><th>補助対象</th><th>補助率</th><th>補助額</th></tr><tr><td>PC・タブレット等</td><td>1／2以内</td><td>10万円以下</td></tr><tr><td>レジ・券売機等</td><td></td><td>20万円以下</td></tr></table> 【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス利用料：5万円～100万円（1／2以内） など	補助率	補助額	1／2以内	1プロセス以上：5万円～150万円未満 4プロセス以上：150万円～450万円以下	補助率	補助額	4／5以内（小規模事業者） 3／4以内（中小企業）	50万円以下	2／3以内	50万円以超～350万円以下	補助対象	補助率	補助額	PC・タブレット等	1／2以内	10万円以下	レジ・券売機等		20万円以下
補助率	補助額																			
1／2以内	1プロセス以上：5万円～150万円未満 4プロセス以上：150万円～450万円以下																			
補助率	補助額																			
4／5以内（小規模事業者） 3／4以内（中小企業）	50万円以下																			
2／3以内	50万円以超～350万円以下																			
補助対象	補助率	補助額																		
PC・タブレット等	1／2以内	10万円以下																		
レジ・券売機等		20万円以下																		
補助の要件	【通常枠】 「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等が必須要件（150万円以上の補助金を申請する場合） 【インボイス枠（インボイス対応類型）】【セキュリティ対策推進枠】 「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金＋30円以上」を満たすこと等が必須要件（地域別最低賃金＋50円以上にする場合は加点）																			
事業期間	交付決定日以降～終了時期は後日案内予定																			
申請受付期間	終了時期は後日案内予定																			
お問い合わせ先	IT導入補助金2024事務局 コールセンター TEL：0570－666－376 （IP電話等からの問い合わせ先 050－3133－3272） URL：https://it-shien.smrj.go.jp/																			

中小企業者等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う研究開発等を支援する。具体的には、「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」を踏まえた研究開発等が支援対象となる。

	研究開発・試作品開発
対象者	中小企業・小規模事業者を中心とした共同体 ※事業管理機関、研究等実施機関を含む2者以上で構成
補助率	中小企業者等 2／3以内 大学・公設試等 定額 課税所得15億円以上の中小企業等 1／2以内
補助限度額	【通常枠】 単年度4,500万円以下 2年度の合計で、7,500万円以下 3年度の合計で、9,750万円以下 【出資獲得枠】 単年度1億円以下 2年度合計で、2億円以下 3年度合計で、3億円以下
事業期間	2年度又は3年度
申請受付期間	募集を終了しました
お問い合わせ先	四国経済産業局地域経済部地域経済課産業技術室 TEL:087-811-8518 FAX:088-811-8555 URL: https://www.shikoku.meti.go.jp/

企業ニーズ等に基づき、本県での事業化が期待できる産学官連携研究を支援する。

事業名	産学官連携産業創出支援事業
対象者	「産・学」又は「産・学・官」により構成された共同研究組織
補助要件 (体制)	・民間企業等(※)及び大学等により構成された共同研究組織であること。 ・民間企業等は、県内に本社、支社、工場又は研究機関等が所在すること。 ・民間企業等の、当該研究の主たる実施場所は県内に所在すること。 ・民間企業等の中から、代表申請機関を決定すること。 ・代表申請機関は、当該補助事業の取り組みを主体的かつ積極的に実施すること。 ・共同研究組織を構成する各機関は、当該補助事業の内容に基づく個別の研究テーマを設定し、研究開発に取り組むこと。 ※民間企業のほか、NPOや社団法人、財団法人等を含む(個人事業主は除く)
対象事業	事業化が期待できる産学官連携による研究開発のうち、①実用化につなげる本格的な研究段階(実用化研究段階)及び②実用化研究の成果等を事業化するための実証・評価等の段階(事業化研究段階)を支援する。
対象経費	機械装置費、人件費、その他研究開発に必要となる経費
補助率	① 実用化研究型 : 企業2/3以内、大学等10/10以内 ② 事業化研究型 : 企業1/2以内、大学等10/10以内
補助限度額	① : 1,500万円/年 (3年目は1,000万円/年) ② : 1,000万円/年
事業期間	①:3年以内、②:2年以内
申請受付期間	募集を終了しました ※当事業にご興味のある方は、下記「お問い合わせ先」にご相談ください。
採択事業の決定	外部有識者等による審査委員会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県産業振興推進部産業イノベーション課産学官民連携室(担当:西谷、樋口、西岡) TEL:088-823-9781 FAX:088-821-7112 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/121701/

知的財産の創造・保護・活用を通じて産業社会の発展に貢献することを基本理念とする独立行政法人INPIT（インピット）は、県内中小企業等が抱える様々な経営課題に対し、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る無料の支援窓口を設けている。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	<u>1 窓口での支援内容（会社訪問も可）</u> ・特許・商標などの先行調査 ・特許・商標などの出願手続きや維持管理 ・商品のネーミングやブランド戦略 ・営業秘密（ノウハウ）管理 ・他社との契約や社内の知財管理体制 ・海外展開の知財戦略（外国出願） ・模倣品・侵害訴訟対応 ・種苗法関係 ・事業化を支援する制度等（補助制度等）の紹介 ・関係支援機関等の紹介 など <u>2 配置専門家による支援</u> 毎月、弁理士が6回、弁護士が1回相談会を開催します。 <u>3 派遣専門家による支援</u> 企業の課題に応じて、弁理士や弁護士のほか、デザインコンサルタントやブランド専門家、海外知財専門家等を現地へ派遣し、課題解決を支援します。
お問い合わせ先	INPIT高知県知財総合支援窓口 （運営：（株）タスクールPlus） TEL: 088-803-6114 URL: https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kochi/

戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業者等の外国出願に係る費用を支援する。

対象者	県内に事業所を有する中小企業者等であって、知的財産を活用して海外での事業展開を計画しているもの ※地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む
対象経費	① 外国特許庁への出願手数料 特許・実用新案：各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用 商標：各国への直接出願費用、マドプロ出願費用 意匠：各国への直接出願費用、ハーグ出願費用 ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③ ①に要する翻訳費用
補助率	対象経費 × 1/2 以内
補助限度額	① 1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合） ② 1案件ごとの上限額 特許：150万円 実用新案・意匠・商標：60万円 冒認対策商標：30万円
補助の要件	(1) 応募時に既に日本国特許庁に対して出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件であること (2) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと (3) 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
申請受付期間	【2次募集】 令和6年7月16日（火）～令和6年8月23日（金）
お問い合わせ先	一般社団法人高知県発明協会 TEL: 088-845-7664 FAX: 088-845-7665 URL: https://sites.google.com/site/kochijiii/home

県内食品関連事業者による、事業戦略に基づく生産性向上、衛生管理向上、輸出やインバウンドへの対応に向けた環境整備、商品開発・改良の取組において、必要となる費用の一部を助成することにより、地産外商に対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図る。

対象者	県内に所在する中小企業者等(食品関連事業者)		
対象事業 経費 補助率	対象事業	経費	補助率
	生産性 向上	製造工程の省力化及び 効率化等に必要経費 (ソフト事業、ハード事業)	ソフト…1/2 ハード…デジタル化の取組1/2 …その他の取組 1/3
	衛生管理 向上	国際衛生基準認証の取 得等に必要経費 (ソフト事業、ハード事業)	1/2
	輸出等 環境整備	ハラル・コーシャ対応に 必要経費	1/2
	商品開 発・改良	試作品開発等商品開発・ 改良に必要経費	1/2
補助限度額	生産性向上・衛生管理向上 300万円(下限30万円)	輸出等環境整備 100万円(下限20万円)	商品開発・改良 100万円(下限10万円)
補助の要件	申請時に事業戦略を策定済み又は令和6年度中に策定すること		
事業期間	単年度		
申請受付期間	随時募集(生産性向上、衛生管理向上、輸出等環境整備については、 12月に審査会を開催予定)		
採択事業の決定	生産性向上、衛生管理向上、輸出等環境整備については、 審査会にて採択事業を決定		
お問い合わせ先	高知県産業振興推進部地産地消・外商課 TEL:088-823-9704 FAX:088-823-9262 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120901/		

活用事例

生産性
向上

・製造工程全般(入庫～製造～出庫)を、スマートフォンやタブレット等で管理するシステムの導入。

衛生管理
向上

・FSSC22000の認証取得のために、コンサルティングを導入するとともに、必要な施設改修を実施。

県内で食品を製造する事業者（以下「食品製造事業者」という。）が、輸出拡大を目的として取り組む「商品づくり」、「衛生管理レベル向上」及び「安定供給体制の強化」に必要な機器導入、施設整備等の費用の一部を助成することにより、県内食品産業の持続的かつ発展的な経営基盤の強化を図るとともに、原材料生産や新規雇用を通じた地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

対象者	県内に所在する中小企業者等(食品製造事業者に限る)			
対象事業 経費 補助率	対象事業		経費	補助率
	商品づくり	輸出先国のニーズに対応した商品づくりに必要な取組	●機械 装置費 ●施設 整備費	1/2 以内
	衛生管理レベル の向上	ISO22000、GFSI承認規格(FSSC22000、JFS-C等)、ハラール、コーシャ、JFS-B、有機JAS等の取得又はFSMA(米国食品安全強化法)への対応に必要な取組		
	安定供給体制の 強化	輸出先国から要求される出荷時期やロットに対応した安定供給の確保及び生産拡大に必要な取組		
補助限度額	5,000万円以内(下限500万円)			
補助の要件	① 事業戦略を策定済みであること(令和5年度末までに策定見込みも含む) ② 事業実施後5年以内に、現状の年間輸出額に対して <u>1,000万円以上の増加、若しくは、30パーセント以上の増加額の、いずれか高い方を達成すること</u> ③ 事業実施後5年以内に、本補助事業により生産される主たる商品について、 <u>年間に使用する主要原材料の仕入れに係る金額又は数量の県内産物の占める割合を30%以上とすること</u> ④ 事業実施後5年度目終了時点において、 <u>従業員数を1名以上増加させていること</u> ⑤ 投資効率が <u>1.0以上</u> であること			
事業期間	単年度			
申請期間	募集を終了しました			
採択決定	審査会にて採択事業を決定			
お問い合わせ先	高知県 産業振興推進部 地産地消・外商課 輸出振興室 電話:088-823-9752 E-Mail:export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp			

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を支援します。

対象者	人手不足の状態にある中小企業・小規模事業者(組合等の中小企業による共同体含む)、特定非営利活動法人・社会福祉法人等(一定の要件あり) ※一次産業は対象外
補助上限額	①従業員数 5人以下 : 200万円(300万円) ②従業員数 6～20人以下 : 500万円(750万円) ③従業員数 21人以上 : 1,000万円(1,500万円) ※括弧書きは大幅な賃上げを行う場合
補助率	1/2以下
対象経費	●省力化製品として登録されている機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)及びそれに付随する専用ソフトウェア・情報システム等の購入に要する経費 ●省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用(製品本体価格の2割まで対象)
補助の要件	●補助金HPに公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、労働生産性を年平均成長率 3%以上向上させる3年間の事業計画を策定すること ●大幅な賃上げ(補助上限額の引き上げ)を行う場合は、事業実績報告までに給与支給総額年率6%以上かつ事業場内最低賃金45円以上の賃上げに取り組むこと
事業期間	交付決定日から原則12ヶ月以内
申請受付期間	随時受付中(令和8年9月末頃まで(予定))
その他	・申請には「gBizIDプライム」アカウント(ID・パスワード等)が必要です ・補助対象となる省力化製品は下記の補助金HPよりご確認ください ・本補助金の申請は、省力化製品を取り扱う販売事業者との共同申請です
お問い合わせ先	中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL: 0570-099-660(9:30～17:30(土・日・祝日を除く)) URL: https://shoryokuka.smrj.go.jp/ (補助金HP) 高知県中小企業団体中央会省力化補助金事業推進室 TEL: 088-845-8890(8:30～17:00(土日祝日を除く))

活
用
例

- ・清掃業務の省人化を図るため、清掃ロボットを導入
- ・飲食店等において注文受付の省力化を図るため券売機を導入
- ・スーパー等の惣菜部門の省力化のためスチームコンベクションオーブン(プログラム機能付き調理器具)を導入
- ・ホテルや飲食店、小売店の精算業務等を無人化するため、自動チェックイン機や券売機、自動精算機を導入

生産性の向上に資する設備投資を行う企業を支援する。

対象者	経営計画等に基づき生産性の向上に資する設備投資を融資を受けて行う県内中小企業者等																																																														
対象資金	設備資金																																																														
要件等	<table><tr><th>制度</th><th colspan="2">①経営計画・事業戦略型</th><th colspan="2">②先端設備等導入計画型</th><th colspan="2">③生産性向上計画型</th></tr><tr><th>枠</th><th>一般枠</th><th>脱炭素化枠</th><th>一般枠</th><th>脱炭素化枠</th><th>一般枠</th><th>脱炭素化枠</th></tr><tr><th>業種</th><td colspan="2">限定なし</td><td colspan="2">限定なし</td><td colspan="2">製造業のみ</td></tr><tr><th>要件</th><td>経営計画（商工会・商工会議所認定）又は事業戦略（産業振興センター認定）策定</td><td>左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること</td><td>経営計画又は事業戦略策定＋先端設備等導入計画（市町村認定）又は経営革新計画（県承認）策定</td><td>左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること</td><td>経営計画又は事業戦略策定＋生産性向上計画策定</td><td>左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること</td></tr><tr><th>利子補給の対象融資額上限（1件あたり）</th><td colspan="2">2,000万円</td><td colspan="2">5,000万円</td><td colspan="2">1億円</td></tr><tr><th>期間</th><td colspan="6">10年（据え置き2年）以内</td></tr><tr><th>補給率</th><td colspan="6">一般枠：0.5%以内 脱炭素化枠：1.0%以内</td></tr><tr><th>融資枠</th><td colspan="6">一般枠：15億円 脱炭素化枠：15億円</td></tr></table> ※グリーン診断（省エネ診断）とは、一般財団法人省エネルギーセンター、経済産業省資源エネルギー庁の「地域プラットフォーム構築事業」で採択された「省エネお助け隊」若しくは「令和5年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」の登録診断機関並びに高知県地球温暖化防止県民会議が行うエネルギー利用の最適化等に係る診断をいう。							制度	①経営計画・事業戦略型		②先端設備等導入計画型		③生産性向上計画型		枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠	業種	限定なし		限定なし		製造業のみ		要件	経営計画（商工会・商工会議所認定）又は事業戦略（産業振興センター認定）策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	経営計画又は事業戦略策定＋先端設備等導入計画（市町村認定）又は経営革新計画（県承認）策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	経営計画又は事業戦略策定＋生産性向上計画策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円		5,000万円		1億円		期間	10年（据え置き2年）以内						補給率	一般枠：0.5%以内 脱炭素化枠：1.0%以内						融資枠	一般枠：15億円 脱炭素化枠：15億円					
制度	①経営計画・事業戦略型		②先端設備等導入計画型		③生産性向上計画型																																																										
枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠																																																									
業種	限定なし		限定なし		製造業のみ																																																										
要件	経営計画（商工会・商工会議所認定）又は事業戦略（産業振興センター認定）策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	経営計画又は事業戦略策定＋先端設備等導入計画（市町村認定）又は経営革新計画（県承認）策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	経営計画又は事業戦略策定＋生産性向上計画策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること																																																									
利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円		5,000万円		1億円																																																										
期間	10年（据え置き2年）以内																																																														
補給率	一般枠：0.5%以内 脱炭素化枠：1.0%以内																																																														
融資枠	一般枠：15億円 脱炭素化枠：15億円																																																														
取扱金融機関	四国銀行・高知銀行・愛媛銀行・幡多信用金庫 高知信用金庫・宿毛商銀信用組合・土佐信用組合・伊予銀行・阿波銀行・香川銀行・百十四銀行・商工組合中央金庫																																																														
お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課（担当：浜口・山川） TEL:088－823－9695 FAX:088－823－9138 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/																																																														

本県への企業立地の促進(工場等の新設又は増設)

対象者	製造業を営む事業者
補助の要件	・投資額(投資にかかる固定資産額の総額)が5,000万円以上であること ・雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者(※1)を操業開始後1年以内に10人以上(※2)新たに雇用すること ・企業指定(補助の資格認定)を受けた日から3年以内に操業を開始すること (※1)1週間の所定労働時間が20時間以上で6ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者で出入国管理及び難民認定法に規定される一部の在留資格を有する者を含む。 (※2)地域資源活用型産業(主要原材料の6割以上が県内産の農林水産物又は水資源の場合)は5人以上
対象経費	・土地の取得費 ・減価償却資産の取得費(建物及び附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品) ※取得費にはファイナンス・リースによる取得原価相当額を含む ※工場立地法の届出を要する特定工場については、福利環境施設の整備取得費も補助対象となる
補助率	補助対象経費×10～25% ・基本補助率:業種に応じて10%又は15% ・土地の取得、賃借を伴う場合:基本補助率+5% ・投資額1億円以上かつ新規雇用者数20人以上:基本補助率+5%
補助限度額	50億円
雇用奨励金	県内新規雇用者数×100万円(正規)又は80万円(非正規) ※1週間の所定労働時間が30時間以上で6ヶ月以上継続雇用された者
申請受付期間	随時募集 (事業着手の30日前までに立地企業指定申請書を提出すること)
お問い合わせ先	高知県商工労働部企業誘致課 TEL:088-823-9693 FAX:088-823-9268 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/

IT・コンテンツ関連企業の県内への立地を促進する。

対象業種	ゲーム、アプリ、ソフトウェア、インターネット付随サービス等の企画・制作等を行うIT・コンテンツ関連企業
補助の要件	・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上（ただし、中山間地域での立地については2人以上）の県内新規雇用を実施する者であること 等
対象経費	・建物賃借料 ・人材研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費
補助率	補助対象経費 × 20～50%
補助限度額	2.5億円 （ただし、中山間地域への立地の場合は1.5億円）
事業期間	最長3年間
雇用奨励金	正規職員1名につき120万円 等
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県商工労働部企業誘致課 （担当：弘末、大久保、林） TEL:088-823-9693 FAX:088-823-9268 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201/

産業振興計画に取り組む企業を支援する。

対象者	産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方（農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く）										
対象資金	設備資金、運転資金										
償還期間	①7年以内（据置期間1年以内） ②10年以内（据置期間2年以内）										
貸付利率 保証料率 ※貸付利率は変動	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>①7年</th><th>②10年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付利率※1</td><td>2.27%以内</td><td>2.42%以内</td></tr> <tr> <td>保証料率</td><td>0.30%※2</td><td>0.25%※2</td></tr> </tbody> </table> ※1：貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2%、「こうちSDGs登録推進企業登録制度」の登録があれば△0.1%（併用可能） ※2：標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率（0.11%～0.49%）が適用されます。 ※3：セーフティネット保証利用の際は貸付利率・保証料率が異なりますのでお問い合わせください。			①7年	②10年	貸付利率※1	2.27%以内	2.42%以内	保証料率	0.30%※2	0.25%※2
	①7年	②10年									
貸付利率※1	2.27%以内	2.42%以内									
保証料率	0.30%※2	0.25%※2									
貸付限度額	1億円										
申込み先	四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、 幡多信用金庫、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫										
お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課（担当：浜口・山川） TEL：088－823－9695 FAX：088－823－9138 URL： https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/										

想定事例

- ・製造品出荷額の増加や商店街振興、観光振興など産業振興計画に沿った事業を行う場合、本制度の活用が可能（設備資金、運転資金とも可）。
- ・また、設備投資に係る補助制度と本制度を合わせて活用し、頭金なしで設備投資を行うことも可能。

南海トラフ地震に備えるため、県内中小企業（製造業）の耐震診断等に要する費用を支援する。

対象者	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP（事業継続計画）を策定しているもの
対象事業	①耐震診断 ②耐震設計・建替設計
対象建築物	・製造業を営むための事務所、工場等であること ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること 等
補助率	対象経費 × 2／3以内
補助限度額	①耐震診断：133.3万円 ※耐震診断以外に必要な費用（耐震診断結果の評定にかかる手数料等）については100万円を限度に加算できる ②耐震設計・建替設計：200万円
補助の要件	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県商工労働部商工政策課（担当：溝渕） TEL：088－823－9283 FAX：088－823－9261 URL： https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/taisinnnsinnndann/

県内企業が自社の課題を解決し、「攻めの経営」に転換を図っていくため、高いスキルを有する外部人材と県内企業とのマッチング支援を行う

対象者	県内中小企業者等
費用	紹介料は無料(一部有料) ※マッチング成立後のプロフェッショナル人材に係る人件費等は各企業の負担 ただし、県外在住の副業・兼業人材に係る交通費について補助あり
内容	1 プロフェッショナル人材とは ・高いスキルや豊富な経験を活かし、経営者の右腕として経営マネジメントや新分野展開、販路拡大等に携わり、地域企業の課題解決と積極的な「攻めの経営」への転換を支援する人材 ・プロフェッショナル人材の勤務形態は、常時雇用だけではなく、副業・兼業など、多様な働き方が可能 2 プロフェッショナル人材の業務例 生産効率の向上、人事制度の構築、デジタル活用による事務部門の効率化、販路拡大、人材育成、その他 3 プロフェッショナル人材獲得までのステップ ① プロフェッショナル戦略拠点の担当者が企業の経営者との対話(企業訪問)を通じて、経営課題や求人ニーズを明確化 ② プロフェッショナル人材戦略拠点から企業に候補者を紹介 ③ 企業が候補者の中から最もニーズに合う人材を選考 ■経営者の気付きを促進 ■人材ニーズの掘り起こし 連携 金融機関 都市部大企業等 連携 有料職業紹介事業者 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点 関係機関・人材市場を活用し、人材ニーズとプロ人材のマッチングを図ります。 マネージャー サブマネージャー パートナーシップ プロフェッショナル人材 マッチング
受付期間	随時受付
お問い合わせ先	高知県UIターンサポートセンター内 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL:088-855-7748 FAX:088-823-9336 URL: https://kochi-iju.jp/jinzai/ 「困りごとを解決する人材がいない」とお悩みの経営者の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化し、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。 ※()は大企業の額

I	正社員化コース																															
	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または派遣労働者を直接正規雇用した事業主に対して助成 ※正規雇用へ転換した際、転換前後の6か月の賃金を比較して3%以上増額していること。 ※正規雇用労働者には、「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含む。		①有期→正規 1人当たり80万円(60万円) ②無期→正規 1人当たり40万円(30万円) ※人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化 1人当たり①9.5万円②4.75万円(大企業も同額) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり28.5万円を加算(大企業も同額) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①9.5万円、②4.75万円を加算(大企業も同額)。 ※正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に1事業所当たり20万円(15万円)を加算 ※多様な正社員制度(勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上)を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該区分に転換等した場合、1事業所当たり40万円(30万円)を加算 ※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合1人当たり①11万円②5.5万円(大企業も同額)																													
II	障害者正社員化コース																															
	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成 ※正規雇用労働者には、「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含む。		<table><tr><th>支給対象者</th><th>措置内容</th><th>支給総額</th><th>支給対象期間</th><th>各支給対象期における支給額</th></tr><tr><td rowspan="3">重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</td><td>有期雇用から正規雇用への転換</td><td>120万円(90万円)</td><td rowspan="6">1年(1年)</td><td>60万円 × 2期 (45万円 × 2期)</td></tr><tr><td>有期雇用から無期雇用への転換</td><td>60万円(45万円)</td><td>30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)</td></tr><tr><td>無期雇用から正規雇用への転換</td><td>60万円(45万円)</td><td>30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)</td></tr><tr><td rowspan="3">重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</td><td>有期雇用から正規雇用への転換</td><td>90万円(67.5万円)</td><td>45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円</td></tr><tr><td>有期雇用から無期雇用への転換</td><td>45万円(33万円)</td><td>22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)</td></tr><tr><td>無期雇用から正規雇用への転換</td><td>45万円(33万円)</td><td>22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)</td></tr></table>				支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額	重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円(90万円)	1年(1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)	有期雇用から無期雇用への転換	60万円(45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)	無期雇用から正規雇用への転換	60万円(45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)	重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円(67.5万円)	45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円	有期雇用から無期雇用への転換	45万円(33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)	無期雇用から正規雇用への転換	45万円(33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額																												
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円(90万円)	1年(1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)																												
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円(45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)																												
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円(45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)																												
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円(67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円																												
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円(33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)																												
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円(33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)																												
III	賃金規定等改定コース																															
	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成		賃金引き上げ率 ①3%以上5%未満 1人当たり 5万円(3.3万円) ②5%以上 1人当たり6.5万円(4.3万円) ※「職務評価」手法の活用により実施の場合1事業所あたり20万円(15万円)を加算 ※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人																													
IV	賃金規定等共通化コース																															
	有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成		1事業所当たり、60万円(45万円)																													
V	賞与・退職金制度導入コース																															
	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成		1事業所あたり40万円(30万円) ※同時に導入した場合、1事業所当たり16.8万円(12.6万円)加算																													
VI	社会保険適用時処遇改善コース																															
	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合		手当等支給メニュー 1人当たり 50万円(37.5万円) 併用メニュー 1人当たり 50万円(37.5万円) 労働時間延長メニュー 1人当たり 30万円(22.5万円)																													

【お問合せ先】
高知労働局 助成金センター 高知市大津乙2536-6 TEL088-878-5328
厚生労働省 HP
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

事業所内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等の費用の一部を助成する。

対象者	・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること(注:高知県の地域別最低賃金は令和6年10月9日から952円となります。) ・解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと
対象経費	助成対象となる経費は「生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等」 【助成例】 ・勤怠、給与管理ソフト ・リフト付き特殊車両 ・書類作成や予約(在庫)管理などのシステム導入 ・監視カメラや警報装置の設置 ※「特例事業者」は乗用自動車、パソコンなど助成対象が拡充される場合がある。
助成率	事業場内最低賃金が ①900円未満であれば、助成率:9/10 ②900～950円未満であれば、助成率:4/5(9/10) ③950円以上であれば、助成率:3/4(4/5) ※()内は生産性要件を満たした場合。
助成上限額	事業場の規模により、賃金を引き上げる労働者数及び賃金引き上げ額ごとに助成上限額の設定がある。
事業期間	令和7年1月31日(金)まで
申請受付期限	令和6年12月27日(金)まで (事業完了期限:令和7年1月31日(金))
お問い合わせ先	●業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440 ●高知労働局 雇用環境・均等室 TEL 088-885-6041 ●高知働き方改革推進支援センター TEL 0120-899-869

※このほか、国の雇用関係の助成金については下記ページから検索できます
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

次の経営者への交代に伴う事業承継計画の策定やM&Aの着手に必要な経費等の一部を補助することにより、専門家による支援を受け、事業承継の加速化を図る。

対象者	事業承継に取り組む県内中小企業者等
対象経費	専門業者(税理士、公認会計士、コンサルティング会社、M&A仲介会社等)に対し、事業承継等を目的として事業を委託する以下の経費 ①事業承継計画の策定経費 ②M&A仲介委託経費 ③小規模事業者のM&Aの前段階の企業評価と企業概要書作成に係る費用
補助率	①②補助対象経費×1/2 ③ 補助対象経費×2/3
補助限度額	①②100万円 ③ 30万円
申請受付期間	令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)(必着)
お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課(担当:山本・福川) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138

活用事例

- ・次の経営者への交代に伴う計画策定に係る策定委託料や企業価値の算出委託料等。
- ・M&A着手に係る仲介委託料等。

中山間地域における地域に必要と認められる事業を引き継ぐ買い手を支援することで、中山間地域における第三者承継の加速化を図る。

対象者	中山間地域においてM&Aで事業を譲り受ける者、又はその予定である者 ※市町村への間接補助
対象経費	中山間地域において、地域に必要と認められる事業(注)をM&Aによって譲り受ける際に係る以下の経費 ①既存事業の買収 株式取得費用、事業用資産取得費用 ②承継後の取組 機械設備費、リース料、賃借料、店舗等改修費、広報費、委託料、アドバイザー料、原材料費、産業財産権等関連経費、旅費、マーケティング調査費、会場借料費、機械設備等処分費 ③継業準備支援 研修中の生活費
補助率	①既存事業の買収 補助対象経費×1/5(県1/10・市町村1/10) ②承継後の取組 機械設備費については 補助対象経費×1/5(県1/10・市町村1/10) 機械設備費以外については 補助対象経費×1/2(県1/4・市町村1/4) ③継業準備支援 定額
補助限度額 ・補助額	①200万円(県100万円・市町村100万円) ②100万円(県50万円・市町村50万円) ③15万円/月(県7万5千円・市町村7万5千円)
申請受付期間	令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)(必着)
お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課(担当:山本・福川) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138

注 地域に必要と認められる事業とは以下のような事業を指します。

- ・地域住民に必要な生活機能の確保を行っている事業
- ・独自の希少技術を活用し、地域の強みになっている事業
- ・地域資源を活用し、地域経済を支えている事業 等

補助金活用を希望する方は、事前に市町村に相談してください。

活用事例

- ・事業譲渡契約における固定資産等の取得に係る譲渡対価。
- ・株式譲渡契約における株式の取得に係る譲渡対価。
- ・承継後の新たな取組や経営の安定化のために必要な機械装置等の購入費。
- ・基本合意契約締結後に、事業承継に向けて研修を受ける期間の生活費

中山間地域で事業を引き継いだ意欲ある次世代の後継者に対して給付金を支給することで、中山間地域における事業承継の加速化を図る。

類型・給付額	①県内枠 50万円 ②県外枠 100万円
支給対象者	以下の全ての要件を満たす中小企業者 (1)令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、以下の全ての要件を満たす事業引継ぎを行った買い手、又はその予定である買い手であること ア 県内の中小企業者が中山間地域で実施してきた事業を引き継ぐこと イ 引き継いだ事業について、給付金の給付申請日から5年以上、その地域で継続する意思があること ウ 最終合意契約締結時点で売り手代表者の年齢が満60歳以上であったこと エ 売り手及び買い手が高知県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、支援を受けていたこと (2)県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人であること (3)県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと ※県外枠の給付対象者は、上記に加えて以下の全ての要件を満たすこと ア 令和6年4月1日以降に県外から本社を移転した法人若しくは転居した個人であること、又は令和6年4月1日以降に県内で地域おこし協力隊の任期を満了したこと イ 県外から移転・転居する直前の5年間に於いて、県外に本社を有していたこと又は県外に住所を有していたこと ウ 地方創生移住支援金の交付を受けていないこと
申請受付期間	令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)(必着)
お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課(担当:山本・福川) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、表明保証保険料等）の一部を補助する。

対象者	事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組を行う中小企業者等
対象経費	(1) 事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助 ① 創業支援型：他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援 ② 経営者交代型：親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援 ③ M&A型：M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援 (2) 事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助 ① 買い手支援型：M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業者等 ② 売り手支援型：M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業者等 (3) 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助 ① 事業承継・M&Aに伴って一部事業の廃業を行う場合 ② M&Aが成約せずに廃業せざるを得ず、再チャレンジに取り組もうとする場合等
補助率	(1) 1/2～2/3 (2) 1/2～2/3 (3) 2/3
補助限度額	(1) 600万円（賃上げ実施の場合800万円） (2) 600万円（廃業費は150万円上乗せ） (3) 150万円
お問い合わせ先	中小企業庁財務課 TEL: 03-3501-5803

注 上記、補助率・補助限度額等は9次公募のものです。
補助率・補助限度額等は公募ごとに異なる場合があります。

都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間の短縮が可能。

要件	経営承継円滑化法における会社法特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が以下の要件全てを満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。なお、認定の有効期限は原則2年です。 <u>①経営困難要件</u> 申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること。 <u>②円滑承継困難要件</u> 一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者(株式会社事業後継者)に円滑に承継させることが困難であること。
手続きの例	(例)株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合 現行制度(会社法) 特例(認定を受けた場合) ※1 異議申述手続 会社法上、株式会社が、利害関係人が一定期間(3ヶ月以上)内に異議を述べるができる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります(二重の手続保障)。 ※2 裁判所における手続 会社法特例の対象となる非上場株式の売却(自社による買取りを含みます。)については、「裁判所の許可」が必要であることから、裁判所における手続を経ることとなります。なお、株式の競売の場合にも裁判所における手続が必要となります。
お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課(担当: 武内・福川) TEL: 088-823-9697 FAX: 088-823-9138

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者等に対し、特例を設ける。

対象者	経営承継円滑化法に基づく都道府県の認定を受けた県内中小企業者等	
支援内容	(1)融資 経営承継円滑化法に基づく認定後、個人(※1)の方は日本政策金融公庫の融資制度を利用することができます。融資の条件(※2)については、最寄りの支店までお問い合わせください。 (2)信用保証 経営承継円滑化法に基づく認定後、中小企業者(※3)又は個人(※1)の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠(※4)が用意されています。	
	通常枠	別枠
	普通保険【2億円】	+2億円
	無担保保険【8,000万円】	+8,000万円
	(特別小口保険【2,000万円】)	(+2,000万円)
※1 類型に応じて、会社の代表者、事業を営んでいない個人を言います。 ※2 例えば日本政策金融公庫(中小企業事業)の場合、融資限度額は14億4,000万円、融資利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。 ※3 中小企業者には、会社及び個人事業主が含まれます。 ※4 会社の代表者、事業を営んでいない個人には、本特例により通常の保証枠が用意されます。		

対象	必要となる資金の類型	支援の対象者	支援形態	
			融資	信用保証
対象	経営を承継した後に必要となる資金 【例】 ・後継者が自社の株式や事業用資産を買い取るための資金 1 後継者が相続や贈与によって自社の株式や事業用資産を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金 ・仕入先の取引条件や取引先金融機関の借入条件が厳しくなったことにより必要となる資金(※) (※)信用保証のみ 等	中小企業者		○
		中小企業者[会社]の代表者	○	○
	これから他の中小企業者の経営を承継するにあたり必要となる資金 【例】 2 これからM&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金 等	(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする)中小企業者		○
		(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする)事業を営んでいない個人	○	○
	3 認定日から経営の承継の日までの間に、現経営者の保証が付されている借入れを借り換えるための資金(経営者保証は不要)	中小企業者[会社]		○

お問い合わせ先	高知県商工労働部経営支援課(担当:武内・福川) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138 日本政策金融公庫高知支店 中小企業事業 TEL:088-875-0281 FAX:088-823-5155
---------	---

後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

要件	・会社の経営の承継の場合 <table border="1" data-bbox="335 300 1378 631"> <thead> <tr> <th colspan="2">会社の経営の承継の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 会 社</td><td> ・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。 </td></tr> <tr> <td>② 先代経営者 (旧代表者)</td><td> ・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。 </td></tr> <tr> <td>③ 後継者 (会社事業後継者)</td><td> ・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。 </td></tr> </tbody> </table> ※個人事業の経営の承継の場合は、中小企業庁のホームページにてご確認ください	会社の経営の承継の場合		① 会 社	・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。	② 先代経営者 (旧代表者)	・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。	③ 後継者 (会社事業後継者)	・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。
会社の経営の承継の場合									
① 会 社	・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。								
② 先代経営者 (旧代表者)	・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。								
③ 後継者 (会社事業後継者)	・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。								
制度内容	①除外合意 ・後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができる。 ②固定合意 ※会社のみ利用可能 ・自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなる。								
手続きの流れ	・会社の経営の承継の場合  ※個人事業の経営の承継の場合は、中小企業庁のホームページにてご確認ください								
お問い合わせ先	中小企業庁事業環境部財務課 TEL: 03-3501-5803 中小企業庁ホームページ: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html								

伝統的工芸品や伝統的特産品を製造する技術やノウハウを身に付けた後継者の育成を支援し、本県の伝統的産業の振興を図る。

対象者	伝統的工芸品の指定や伝統的特産品の認定を受けた組合、事業者(土佐備長炭を除く → 林業の補助金を活用) ※市町村への間接補助
対象経費	1 短期研修事業 謝金、通信運搬費、パンフレット作成費等 2 研修環境整備事業 研修用道具の購入・リース料、修繕費 3 研修者受入事業 ①研修生:図書教材費、道具代、研修中の生活費等 ②研修受入生産者等:謝金 ③学校形式による育成施設の管理に関する経費 4 販路開拓支援事業 旅費、専門家謝金、翻訳料、通訳料等
補助率	対象経費×2/3 (市町村が1/3 継ぎ足し。ただし、3. ②については、5万円までは補助率10/10、3.③については対象経費×1/3以内)
補助限度額	1 短期研修事業 1事業者につき、30万円/年 2 研修環境整備事業 1事業者につき、30万円/年 3 研修者受入事業 ①研修生:15万円/月 ②研修受入生産者等:12.5万円/月 ③他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内 4 販路開拓支援事業 1産地組合につき、70万円/年
研修期間	短期研修事業:5日間以上～3ヶ月以内 研修者受入事業:3ヶ月以上～2年以内
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県商工労働部工業振興課(担当:瀬戸・筒井) TEL:088-823-9720 FAX:088-823-9261 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除（7パーセントまたは10パーセント）を選択適用できる制度

類型	生産性向上設備 (A類型)	収益力強化設備(B 類型)	デジタル化設備(C類型)	経営資源集約化に資す る設備(D類型)
要件	生産性が旧モデル 比平均1%以上向 上する設備	投資収益率が年平 均5%以上の投資計 画に係る設備	可視化、遠隔操作、自動 制御化のいずれかに該 当する設備	修正ROA又は有形固定 資産回転率が一定割合 以上の設備
対象設備	◆機械装置(160万 円以上/10年以内) ◆工具(30万円以 上/5年以内) ◆器具備品(30万 円以上/6年以内) ◆建物附属設備 (60万円以上/14年 以内) ◆ソフトウェア(情 報収集機能及び分 析・指示機能を有 するもの)(70万円 以上/5年以内)	◆機械装置(160万 円以上) ◆工具(30万円以 上) ◆器具備品(30万円 以上) ◆建物附属設備(60 万円以上) ◆ソフトウェア(70万 円以上)	◆機械装置(160万円以 上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以 上) ◆建物附属設備(60万円 以上) ◆ソフトウェア(70万円以 上)	◆機械装置(160万円以 上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以 上) ◆建物附属設備(60万円 以上) ◆ソフトウェア(70万円以 上)
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舍等 に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません)／国内 への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等			
税制措置	即時償却 又は 10%税額控除 (資本金の額等が3,000万円超1億円以下の法人は7%)			
適用期間	令和7年3月31日(月)までの期間			
お問い合わせ 先	中小企業庁財務課 TEL:03-3501-5803			

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)が適用可

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主
対象設備 (要件)	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)
指定事業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定業務となります。)、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの) ※電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は除く ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
税制措置	○個人事業主、資本金3,000万円以下の中小企業、農業協同組合等 :特別償却(30%)又は7%税額控除 ○資本金3,000万円超の中小企業 :特別償却(30%)
適用期間	令和7年3月31日(月)までの期間
お問い合わせ先	中小企業庁財務課 TEL:03-3501-5803

償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

対象者 ※1	中小事業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者 (大企業の子会社は除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※2
対象設備 ※1	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資目的を達成するために必要不可欠な下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格)】 ◆機械装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(※3)(60万円以上)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
税制措置	・固定資産税の課税標準を3年間に限り1/2に軽減 ・賃上げ表明を行った場合は5年間又は4年間(※4)に限り1/3に軽減
適用期間	令和7年3月31日(月)までの期間
お問い合わせ先	中小企業庁財務課 TEL:03-3501-5803

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 市町村内で地域指定がある場合あり
※3 償却資産として課税されるものに限る ※4 取得時期によって異なる

地域特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする取組に対し、幅広い支援を行います。

対象者

県による地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を得た者⇒地域経済牽引事業者
～地域経済牽引事業計画の主な承認要件～

県と関係市町村が作成した基本計画（※１）に適合する計画であること

（１）地域特性の活用（※２） （２）高い付加価値の創出

（３）地域の事業者に対する経済的効果（売上、雇用者数、雇用者給与等支給額、取引額等の増加）

・高知県における基本計画（※１）

高知県未来投資促進基本計画（所管：高知県庁 商工労働部 企業誘致課）

促進地域 高知県全域

地域の特性（※２） ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

計画期間 2029年3月31日まで又は新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日まで

高知県物部川地域基本計画（所管：高知県庁 産業振興推進部 産業政策課）

促進地域 高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）

地域の特性（※２） ①物部川地域の龍河洞などの多彩な観光資源を活用した観光・まちづくり分野

②物部川地域の豊かな自然環境が育むユズや温州みかん等の特産物を活用した食品

関連産業・地域商社分野

計画期間 2024年6月30日まで（2030年3月31日まで延長予定）

地域経済牽引事業者への各種支援措置（一部抜粋）

地域未来投資促進税制（適用期限：2024年度末まで）

国税（法人税等）の課税特例、県税（不動産取得税（土地・建物））の課税免除、市町村税（固定資産税（土地・建物・構築物））の課税免除又は不均一課税。

ただし、活用には地域経済牽引事業計画の承認の他、国による「高い先進性を有すること等の確認」が必要となります。また、市町村税の課税免除等の措置状況は市町村により異なります。

日本政策金融公庫による支援（地域経済牽引事業者に対する低利融資制度）

貸付期間 設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（ " " ）

貸付限度 中小企業事業：7.2億円

貸付利率 中小企業事業：運転資金は基準利率。設備投資は基準利率から0.4%引き下げ。ただし、設備資金について、以下（※３）のいずれかを満たす場合は、基準利率から0.9%引き下げ。

（※３）①新規開業して7年以内

②困難な経営状況にある場合

③公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合

お問い合わせ先

より詳細な制度内容、届出様式等は経済産業省地域未来投資促進法ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

■制度の活用に関するご相談 高知県庁 商工労働部 企業誘致課 TEL：088-823-9693

■地域未来投資促進法の制度全般について

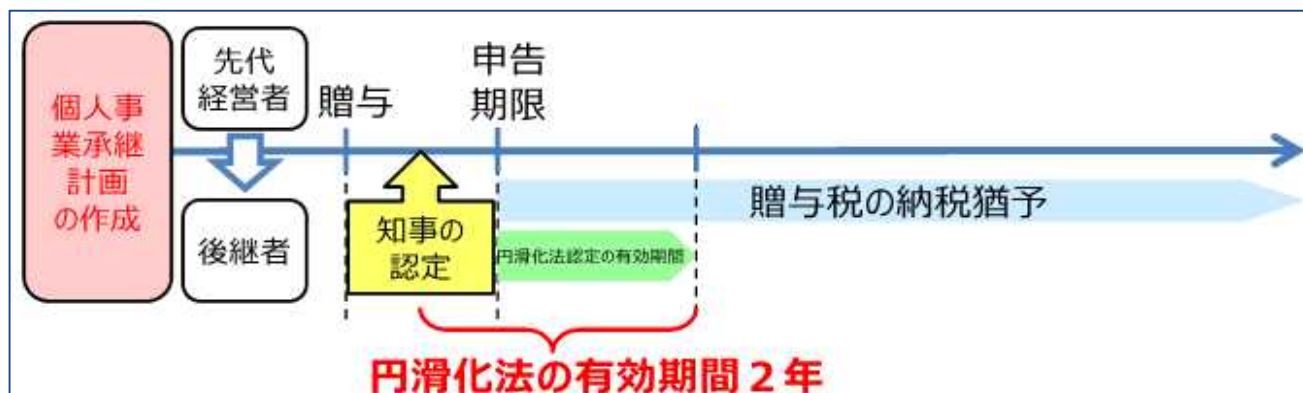
四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室 TEL：087-811-8516

中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予される。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2026年3月31日まで)	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 一定の基準日における雇用の平均が「贈与(相続)時の雇用の8割」を下回った場合、その理由等を記載し、認定経営革新等支援機関の意見を付した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けること。	一定の基準日における雇用の平均が「贈与(相続)時の雇用の8割」を下回らないことが必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	特例経営(贈与)承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります)を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合に、その差額は免除されます。	なし
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-822-1123 (認定について)高知県商工労働部経営支援課(担当:武内・福川) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138	

個人事業者の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた個人事業者の多様な事業用資産を先代経営者から相続または贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予される。

事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出 (2019年4月1日から2026年3月31日まで)
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2019年1月1日から2028年12月31日まで)
対象資産	特定事業用資産 ・事業用の宅地等、事業用の建物、減価償却資産(固定資産税の課税対象等) ※以下のものは特定事業用資産に含まれない ・個人事業者の家事用資産 ・不動産貸付用の宅地および建物 ・棚卸資産、預貯金、売掛金 等
納税猶予	100%
承継パターン	原則、先代1人から後継者1人 ※一定の場合には同一生計親族等からも可
雇用確保要件	雇用要件なし
経営環境変化に対応した免除	あり (後継者が死亡した場合、重度障害により継続が困難となった場合など)
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-822-1123 (認定について)高知県商工労働部経営支援課 (担当:武内・福川) TEL:088-823-9697 FAX:088-823-9138



商品開発に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	期間	要件
産業振興推進 総合支援事業 費補助金 (P. 7)	2/3 以内	・ステップアップ事業 (トライアル分) 50万円	単年度	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること 等
	1/2 以内	・ステップアップ事業 (通常分) 200万円 ・一般事業(企業等 通常分) 5,000万円		
事業承継等推進事業費補助金 中山間地域 枠(P. 32)	1/2 以内 (県 1/4 ・ 市町村 1/4)	・承継後の取組 100万円 (県50万円・ 市町村50万円)	単年度	中山間地域において 「地域に必要と認められる事業」を譲り受け、市町村が認める地域内でその事業を継続すること 等
戦略的製品開発推進事業費 補助金(P.9)	1/2 以内	開発チャレンジ事業 100万円 製品開発事業 (一般枠)1,000万円 (イノベーション推進 枠)2,000万円	開発チャレンジ事業 1年以内 製品開発事業 2年以内	ものづくり分野における 高付加価値な製品・技術の開発に向けた取組 であること

販路開拓に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	期間	要件
産業振興推進 総合支援事業 費補助金 (P. 7)	1／2以内	・ステップアップ事業 (通常分) 200万円 ・一般事業(企業等 通常分) 5,000万円	単年度	市町村の合意を得た事業であり、 産業振興計画への位置付けがな された事業であること 等
事業戦略等推 進事業 (P. 5)		150万円/年 (海外事業申請枠は 200万円/年)	1年以内	経営革新計画、事業戦略、経営 計画等の策定等
事業承継等推 進事業費補助 金中山間地域 枠 (P. 32)	1／2 以内 (県 1／4 ・ 市町村 1／4)	・承継後の取組 100万円 (県50万円・ 市町村50万円)	単年度	中山間地域において「地域に必 要と認められる事業」を譲り受け、 市町村が認める地域内でその事 業を継続すること 等

設備投資に係る補助制度の比較表

	補助率	上限額	対象経費	要件
産業振興推進総合支援事業費補助金(P. 7)	1/2 以内	・一般事業(企業等通常分) 5,000万円	施設、設備、機械等の整備費	市町村の合意を得た事業であり、産業振興計画への位置付けがなされた事業であること 等
IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金(P. 25)	20~50%	2.5億円 (ただし、中山間地域への立地の場合は1.5億円)	・建物賃借料 ・人材研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費	・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上(ただし、中山間地域での立地については2人以上)の県内新規雇用を実施する者であること 等
事業承継等推進事業費補助金中山間地域枠(P. 32)	1/5 以内 (県 1/10 ・ 市町村 1/10)	・承継後の取組 100万円 (県50万円・市町村50万円)	単年度	中山間地域において「地域に必要と認められる事業」を譲り受け、市町村が認める地域内でその事業を継続すること 等

	税制措置	対象設備	要件
中小企業経営強化税制(P. 39)	即時償却 ／ 税額控除 (10%)	・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア 等	・生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備であること 等
中小企業投資促進税制(P. 40)	特別償却(30%) ／ 税額控除 (7%)	・機械装置 ・工具 ・ソフトウェア ・貨物自動車 ・内航船舶	・一定の価額以上であること ・新品であること 等

連絡先一覧

窓口		電話番号	実施施策	掲載ページ
高知県庁	商工政策課	(088)823-9283	中小企業耐震診断等支援事業費補助金	27
	産業デジタル化推進課	(088)823-9751	IoT推進事業費補助金	8
	工業振興課	(088)823-9724	戦略的製品開発推進事業費補助金	9
			公的調達制度	12
		(088)823-9720	伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金	38
		(088)823-9724	防災関連産業交流会	6
	経営支援課	(088)823-9697	事業承継等推進事業費補助金	31,32
			事業承継奨励給付金	33
			所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定	35
			金融支援	36
			非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	43
			個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	44
		(088)823-9695	高知県中小企業設備資金利子補給制度	23
			産業振興計画推進融資	26
	企業誘致課	(088)823-9693	シェアオフィス利用推進事業費補助金	1
			企業立地促進事業費補助金	24
			IT・コンテンツ企業立地促進事業費補助金	25
	産業政策課	(088)823-9334	産業振興推進総合支援事業費補助金	7
	地産地消・外商課	(088)823-9704	食品加工高度化支援事業費補助金	20
		(088)823-9752	食品加工施設等整備促進事業費補助金	21
	産業イノベーション課	(088)823-9781	産学官連携産業創出支援事業費補助金	17

連絡先一覧

窓口		電話番号	実施施策	掲載ページ
高知県産業振興センター	経営支援課	(088)845-6600	事業戦略等推進事業	5
	デジタル化推進課	(088)845-6600	デジタル技術の活用支援	13
	事業戦略・地産地消課	(088)845-6600	事業戦略策定・実行支援	4
	外商課	(088)845-6600	専門家派遣事業	3
			見本市への出展支援	10
			ものづくり海外展開サポートデスク	11
	デジタル技術活用促進事業事務局	(088)854-8155	デジタル技術活用促進事業費補助金	14
中小企業庁	財務課	(03)3501-5803	事業承継・引継ぎ補助金	34
			遺留分に関する民法の特例	37
			中小企業経営強化税制	39
			中小企業投資促進税制	40
			中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例	41
四国経済産業局	地域経済課産業技術室	(087)811-8518	成長型中小企業等研究開発支援事業	16
	地域未来投資促進室	(087)811-8516	地域未来投資促進法に基づく支援措置	42
IT導入補助金2024事務局 コールセンター		0570-666-376 IP電話の場合 050-3133-3272	サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金2024)	15
高知労働局	助成金センター	(088)878-5328	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	2
			キャリアアップ助成金	29
	雇用環境・均等室	(088)885-6041	業務改善助成金	30
INPIT高知県知財総合支援窓口		(088)803-6114	知的財産に関する総合支援	18
一般社団法人高知県発明協会		(088)845-7664	中小企業等外国出願支援事業	19
中小企業省力化投資補助事業コールセンター		0570-099-660	中小企業省力化投資補助金	22
高知県中小企業団体中央会省力化補助金事業推進室		088-845-8890		
高知県UIターンサポートセンター内 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点		(088)855-7748	プロフェッショナル人材活用事業	28